

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	那覇港施工検討業務
業 務 概 要	本業務は、那覇港の臨港道路若狭港町線の整備にあたり、効率的かつ経済的な施工方法等を検討し、現地着手にあたっての基礎資料として取り纏めを行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 鳴倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号
契 約 年 月 日	令和 3年 6月23日
契 約 業 者 名	(一財) 港湾空港総合技術センター
契約業者の住所	東京都千代田区霞が関3-3-1
契 約 金 額	25,850,000円 (税込み)
予 定 価 格	25,960,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	
業 務 場 所	那覇市港町2-6-11
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	令和 3年 6月24日
履行期間(至)	令和 4年 3月18日
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：那覇港施工検討業務

2. 契約の相手方：名 称 一般財団法人 港湾空港総合技術センター

住 所 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館3F

電 話 03-5512-7515

3. 随意契約適用法：「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」

4. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、那覇港の臨港道路若狭港町線の整備にあたり、効率的かつ経済的な施工方法を検討し、現地着手にあたっての基礎資料として取り纏めを行うものである。

(2) 理由

本業務の実施にあたっては、課題の抽出整理や経済性、施工性、安全性および周辺環境への影響など様々な観点からの検討を速やかに行うための技術力を有していることが必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式を採用した。

「プロポーザル方式に準じた方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」(府開管理第590号平成14年8月1日)に基づき、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、一般財団法人 港湾空港総合技術センターの提案は、優れた技術者を配置予定としているとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本調査の内容を十分理解し、求める施工検討の必要性・重要性に対し満足する優れた施工検討を行えることが高く評価され、最適な履行能力を有すると判断された。

よって、一般財団法人 港湾空港総合技術センターが本調査を遂行できる唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うものである。